

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 相続税の取得費加算の取扱い

**Q** : 平成26年度の税制改正では、相続税の取得費加算の取扱いが変わるとか。どのようなになるのですか？

**A** : 譲渡した土地等に係る相続税だけを加算するように改正されます。

### 【解説】

相続税の取得費加算の取扱いとは、相続した土地等を相続の申告期限から3年以内に譲渡した場合に、その相続した全ての土地等に対応する相続税額を取得費に加算することを認めるとする制度で、相続税の対象になった土地等に係る譲渡税の負担を軽減しようとするものです。

現行の制度は、平成5年の税制改正において、相続税と所得税との負担を調整する目的で改正されたもので、相続したすべての土地等に対応する相続税相当額を取得費に加算するというもので、譲渡していない土地等に対応する部分まで取得費に加算されていたのですが、①土地等の相続税評価が下落していること、②譲渡所得税の税率が改正になり税負担が軽減されていることなどとする会計検査院の意見を踏まえ、今年度の税制改正では、再度、平成5年度の税制改正前の制度に戻すこととされました。

つまり、譲渡した土地等に対応する相続税相当額だけを取得費に加算されることになるわけです。

